

別紙

令和元年度 福島県社会教育研究集会

研究協議 第4分科会「社会教育委員の役割について」記録（指導助言部分）

令和元年8月30日（金）9：15～11：15

<相馬市中央公民館 2階会議室>

- はじめに
- 1 桑折町・北塩原村の実践事例発表から
- 2 国・県の動向
- 3 社会教育委員の役割・資質
- 4 活動事例の紹介
- おわりに

【指導助言者】

福島県教育庁相双教育事務所
総務社会教育課
主任社会教育主事 佐藤伸洋

1 桑折町・北塩原村の実践事例発表から

(1) 桑折町

- ① 社会教育法の確認
- ② 社会教育委員の構成の工夫、会議の開催、連絡協議会
- ③ 社会教育委員の立場、プラス思考の取組

(2) 北塩原村

- ① 社会教育法の確認
- ② 社会教育関連計画「生涯学習推進計画」
- ③ 地域学校協働本部事業（学校の応援団）文部科学大臣表彰受賞、自身の実践者

2 国や県の動向 ※ 学校・家庭・地域の連携・協働

(1) 文部科学大臣<諮問> → 中央教育審議会<答申>

- ① 「今後の地方教育行政の在り方について」
→ 「今後の地方教育行政の在り方について」
- ② 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」
→ 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
- ③ 「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」
→ 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- ④ 「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」
※ 初等中等教育分科会に付託
→ 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」

(2) 第2期教育振興基本計画<閣議決定>

方向性：「自立」「協働」「創造」

(3) 文部科学省「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年12月）

～学校と地域の一体改革による地域創生～ 策定<文部科学大臣決定>

次期学習指導要領「社会に開かれた教育課程」、

第6次福島県総合教育計画、「頑張る学校応援プラン」（平成29年3月）、「地域と共にある学校」、
地域学校協働本部事業（地域学校協働活動事業・学校支援活動事業・放課後子ども教室事業）

(4) 新学習指導要領（平成29年3月）

○前文…

～ 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どんな資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、「**社会に開かれた教育課程**」の実現が重要となる。～

○第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、**家庭や地域社会との連携及び協働を深める**こと。また、高齢者や異年齢の子どもなど、**地域おける世代を超えた交流の機会を設ける**こと。

■**社会に開かれた教育課程**

（よりよい社会をつくるという目標のもと、教育課程を介して地域社会とつながる学校を目指す）

(5) 3年間のモデル事業として委託する文部科学省事業

「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」による

地域学校協働本部事業（地域学校協働活動事業・放課後子ども教室事業・学校支援活動事業）

(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6 改正

社会教育法の改正（平成29年3月）

地域学校協働活動を実施する教育委員会が、地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し、地域住民と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規程が整備された。

地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（文部科学省）

(7) 第3期教育振興基本計画 2018年6月 <文部科学省>

「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、次の姿を目指す。

個人…自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造する人材の育成

社会…一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

【教育施策の重点事項】

「人づくり革命」「生産性革命」

生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

方針1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

方針2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

方針3 生涯学び、活躍できる環境を整える

方針4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

方針5 教育政策推進のための基盤を整備する

(8) コミュニティスクール 2018 ～地域とともにある学校づくりを目指して～（文部科学省）

(9) 「地域学校協働活動 地域と学校でつくる学び」(文部科学省)

＜地域学校協働活動とは…＞

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である。

＜推進に当たって…＞

地域学校協働活動の推進に当たっては、「地域学校協働本部」を整備することが有効である。教育委員会は、地域学校協働本部の整備について、積極的な支援を行うことが期待される。

＜地域学校協働本部立ち上げのプロセス(例)＞

※「地域連携担当の教職員の配置等」の記載。

(10) 第6次福島県総合教育計画

「頑張る学校応援プラン」

主要施策3「地域と共にある学校」「社会に開かれた教育課程」の実現

(11) 中央審議会答申(2018年12月)

「人口減少社会の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(答申)

今後の地域における社会教育の在り方(社会教育の意義・役割、新たな方向性、具体的方策)

→ 人づくり、地域づくり、つながりづくり

→ 住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

ネットワーク型行政の実質化

地域の学びと活動を活性化する人材の活躍

今後の社会教育施設の在り方(公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等)

□ 学校や家庭、地域の教育力の向上において、地域づくり・人づくりの拠点と言われる「**公民館事業(活動)**」は重要な役割である。

□ 社会教育関係者や団体が活発化すると、地域が活性化し元気になる。

□ 積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となった協働して取組を進めていく「ネットワーク型行政」の推進を通じた社会教育行政の再構築を図っていく必要がある。

□ 振興に当たっては、次の3点が重要となる。

1 絆づくりと活力のあるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進

① 社会全体で子どもたちの活動を支援する取組の推進

② 学びの場を核にした地域コミュニティの形成の推進

③ 地域社会と共生する大学等の高等教育機関づくりの推進

④ 豊かなつながりの中での家庭教育支援

2 現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実

① 現代的・社会的課題に対応した学習の推進

② ライフステージに応じた学習機会の充実

③ 学習機会の確保のための環境整備

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実

① 子ども・若者への支援

② 成人への学習支援

(12) 「福島県地域学校活性化推進構想」策定（2019年2月）〈福島県教育委員会〉

- I 福島県地域学校活性化推進構想が目指すもの
- II 構想を進めるための4本柱（12の方策）
 - ① 地域に根ざした学校運営（3方策）
 - ア 学校評議員制度の活用
 - イ コミュニティ・スクールの導入促進
 - ウ 学校を核とした地域との連携
 - ② 地域と学校の協働活動（3方策）
 - エ 地域学校協働活動の推進
 - オ 地域コーディネーターの機能充実
 - カ 地域連携担当教職員の任命
 - ③ 地域の課題解決に向けた創造的復興教育（3方策）
 - キ 地域課題探究活動の推進
 - ク 地域との連携による県立高等学校の特色化
 - ケ 福島県地域学校協働本部によるマッチング
 - ④ 地域で共に学び、友に生きる特別支援教育（3方策）
 - コ インクルーシブ教育システムの推進
 - サ 地域支援センターによる切れ目のない支援
 - シ 地域との連携による自立と社会参加の促進
- III 実践事例
- IV 福島県地域学校活性化推進構想のキーワード
- V 福島県地域学校活性化推進構想の進める体制
 - ① 「福島県地域学校活性化推進構想」推進会議
 - ② 地域と学校の活性化推進会議

(13) 「地域と学校の連携・協働のために」リーフレット・手引き

(14) ふくしまの未来を創る「地域と学校の連携・協働のために」2019年3月 〈福島県教育委員会〉

- ① 地域と学校が連携・協働する必要性
- ② 地域と学校が連携・協働することでの効果（児童生徒、地域、学校・教職員）
- ③ 地域と学校が連携・協働するための視点（地域人材、地域資源、地域へ参画、学校の力）
- ④ 学校の視点からの地域との連携・協働した活動の進め方
- ⑤ 地域連携担当教職員の任命（目的、役割、連携・協働体制）
- ⑥ 地域学校協働活動事例（モデル地区の取組から）
- ⑦ 高等学校の取組事例 ～地域に根ざし、地域に愛され、地域と共に成長する学校～

(15) 地域と学校の連携・協働に関するQ&A 2019年3月 〈福島県教育委員会〉

【キーワード】 「支援」→「連携・融合」→「連携・協力」→「連携・協働」
「個人の活動」→「総合化・ネットワーク化」
「地域に開かれた学校」
「社会に開かれた教育課程」
「地域学校協働活動」「学校・家庭・地域の連携・協働」
「地域連携担当教職員」
「地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）」
「地域と共にある学校づくり」
「学校を核とした地域づくり」
「地域ぐるみ」「社会総がかり」

3 社会教育委員の職務・役割・資質

(1) 職務 社会教育法第17条

- ① 教育委員会に助言する
 - ア 社会教育に関する諸計画の立案
 - イ 教育委員会の諮問に応じる（答申や意見具申）
 - ウ 必要な調査研究
- ② 教育委員会の会議に出席して意見を述べる（ことができる） ※ 他の審議会にはない特徴
- ③ 青少年教育に関する特定事項についての助言と指導
※特定事項…教育委員会から要請・委嘱された事項と考えられる。

(2) 役割

- ① 職務の遂行
さらに今後は…②③④
- ② 社会教育委員と地域学校協働活動推進員の関連
他、教育委員や社会教育団体、社会教育指導者、社会教育関係者との連携
- ③ 学校支援、学校との連携・協働等の推進役としての期待
企画者、演出者、立案者、組織者、診断・助言者、調整者、相談役の側面も考慮したい。
- ④ 自己研鑽（研修への参加）、地域を知る、社会教育の実践者、広報・情報発信

(3) 資質

- ① 住民と行政を結ぶパイプ役
近年では…②③④
- ② 社会教育と学校教育の連携・協働、学習支援機関のネットワーク化の推進役
- ③ 「パイプ役」「ネットワーカー」「コーディネーター」の前提となる
「コミュニケーション能力」「情報発信能力」
- ④ 活動に効果的な影響を与える（リーダーシップを発揮する）社会教育委員
お互いがかかわることで好影響を与え合う。→ 地域課題解決に向けた取組が前進する。
 - ア ロ火を切る人
 - イ 情報やアイデアを提供する人
 - ウ 意見を述べる人
 - エ 黙っている人
 - オ 雰囲気や和らげる人
 - カ 決定を促す人【リーダーシップの種類と役割】
 - 目標達成のための働き
（意見を述べる、指示・命令を出す、意見をまとめる、記録をつける 等）
 - 集団内に友好的な雰囲気をつくり出す働き
（メンバーの発言を促す、意見を調整する、緊張を和らげる 等）

4 活動事例の紹介

「特色ある社会教育委員の活動事例」＜国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター＞

(1) 北海道千歳市 ～社会教育施策を行政と共につくり実行する人～

教育委員との研究協議等、教育委員・公民館運営審議会委員との意見交換会・合同懇親会、社会教育主事等研修会への参加、社会教育計画の評価と次の計画作成、社会教育委員だより 等

(2) 宮城県仙台市

「地域コミュニティビジョン」の策定（市長部局）に当たって、「地域コミュニティの再構築に果たす社会教育の役割」を作成し、同ビジョン検討委員会に提出。同ビジョン検討委員会主催で開催されたシンポジウムにパネリストとして出席。シンポジウムの開催（公開討論・会議での研究結果報告・意見聴取）等

(3) 長野県下諏訪町

年間12回の会合や調査を実施し答申・提言。活かされた形跡がないことをきっかけに教育委員と会合を設定。直接町民へ訴えかけるために広報誌に答申・提言を掲載、パンフレットを作成して頒布。町の具体的施策の実施につながってきている。

(4) 神奈川県 ～6つの提言～

「事業を捉え直す」「職員の専門性を高める」「地域住民の公民館に対する理解を変える」「ボランティアへの支援と養成を進める」「学校・地域の青少年団体や機関、NPOとの協働を進める」「オープン・スペースを確保する」

(5) 愛知県東海市

「東海市社会教育委員会議」を改組し、学校教育及び社会教育に関する重要事項を調査研究するとともに、東海市教育委員会からの諮問に対して答申する機関として「東海市教育ひとづくり審議会」を設置。社会教育委員としても位置付けられている。

「幼児期から小学校低学年における子育て支援の在り方」（答申）からも分かるように、学校教育と社会教育が連携・協力した活動を提言している。

(6) 滋賀県草津市

社会教育委員が実行委員となり家庭教育の重要性を広く発信するために「家庭教育ホット&ほっと交流会」を実施。周知や啓発を充実するために「家庭のホットなワンシーン」と題してコンクールを行い、写真部門・絵手紙部門の作品を募集、審査会の後、表彰式を開催。

(7) 山口県防府市

解決しなければならない課題を「家庭教育力の向上」「地域教育力の向上」と捉え、「家庭教育力向上部会」「地域教育力活性化部会」を設置。社会教育委員主催により、「子育てパパサロン」を新たに開催。施策の指針や事業のアイデアを提供するだけでなく、行政側との頻繁な意見交換を行い、事業実施に至るまで実現の努力をする。「行動する社会教育委員」

(8) 福岡県須恵町

社会教育委員が提出した答申に基づき、独自の生涯学習によるまちづくりの推進に着手。

3本柱は「四季を楽しむ里づくり運動」「ボランティア派遣事業の推進」「校区コミュニティの推進（小学校区を核としたまちづくり）」である。「動いて見えてくるものを大切に」というスタンスで住民の先頭に立ち、生涯学習によるまちづくりに欠かせない存在として機能している。

○ おわりに

■学校・家庭・地域の活性化、「地域づくり」「人づくり」、地域創生、未来を拓く人材の育成 等
これらのために、

「個人の経験や見識、情報、研究実績等が社会教育の振興・推進に寄与し得ると評価されている」
社会教育委員として…

蓄積された経験や見識、情報、研究実績等を生かす機会、交換・交流する機会等を通じて、更なる資質の向上につなげようとする姿勢を持ち続けたい。